

海岸線ホームドア整備事業に係る委託契約書

神戸市（交通局）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	総支払（限度）額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円 （消費税及び地方消費税相当額を含む。） 令和〇〇年度以降の年度別支払 （限度）額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 金〇,〇〇〇,〇〇〇 円）
精算を行う場合の方法	
2 契約保証金（第3条関係）	金〇,〇〇〇,〇〇〇 円
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	債務負担行為
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	
6 別紙委託契約約款に付加する条項	別紙海岸線ホームドア整備事業契約書のとおり
7 契約不適合担保期間（第13条）	

〔紙契約の場合〕

本件契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

本件契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子

署名を行う。なお、本件契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号

甲 神戸市（交通局）

代表者 神戸市交通事業管理者 城南 雅一
印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙 代表企業

住所【 】

企業名【 】

代表取締役 【 】

構成企業

住所【 】

企業名【 】

代表取締役 【 】

構成企業

住所【 】

企業名【 】

代表取締役 【 】

構成企業

住所【 】

企業名【 】

代表取締役 【 】

※電子契約の場合は「印」は削除する。

委託契約約款

令和6年4月1日改正

第1条（総則） 甲は、仕様書、設計図書（別冊の設計書、図面等（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。）及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。

3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

第2条（再委託等の禁止） 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。

3 甲は、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託の承諾をすることはできない。

4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

5 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。

6 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第3条（契約保証金） 乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、乙は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第8項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の3以上としなければならない。

4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。

5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第

3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の3（第4項に該当する場合は100分の10）に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 甲は、この約款に特別な定めがある場合を除き、委託業務の最終の履行確認後、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

第4条（検査） 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市交通局契約規程（昭和51年8月神戸市交通局管理規程第15号）第5章第2節その他の法令に定めるところにより行う。

- 2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日（委託業務が工事である場合は、14日）以内に行うものとする。
- 3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日（工事である委託業務については、14日）以内とする。

第5条（延滞違約金） 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

第6条（委託料） 委託業務に係る委託料（以下単に「委託料」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料（以下「前金払等委託料」という。）について、乙からの甲の定める様式による請求書（以下単に「請求書」という。）の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、提出日から30日（工事に係る委託料については、40日）以内の日までに支払うものとする。
- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微でなく、乙の故意又は重大な過失によるものであったときにあっては、適法な支払請求があったものとししないものとする。

第6条の2（工事又は測量に係る前金払） 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事又は測量に係る契約のうち、甲があらかじめ指定した契約については、同条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前金払保証契約」という。）を締結したときに限り、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の前払を請求することができる。ただし、その額は、甲の指定した額によるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 4 前3項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した

結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることができる。

第6条の3（前金払保証契約の変更） 乙は、契約金額が増減した場合又は契約内容の変更その他の理由により履行期限を延長した場合において、甲が必要と認める場合には、直ちに前金払保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第6条の4（前払金の使用等） 乙は、前払金を、次の各号に掲げる業務について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

- (1) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 工事その他 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費等この契約において甲が必要と認める経費

第6条の5（前金払保証契約の解除） 甲は、前金払保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

第7条（随時検査） 甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。

2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

第8条（成果物） 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

第9条（特許権等の使用） 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10条（特許権等の発明等） 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（知的財産権等の保証） 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

- 2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

第12条（危険負担） この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

第13条（契約不適合責任） 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき（給付を要しない場合にあつては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、頭書の担保期間に関わらず、乙は前項の責任を負う。
3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

第14条（業務責任者） 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。
4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。
5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第15条（作業場所及び作業者の届出） 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

- 2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。
3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第16条（使用者としての責任） 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

- 2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

第17条（協力） 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

- 2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

第18条（機械器具等の使用） 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等

- (以下「機械器具等」という。)を、乙の責任と費用により調達しなければならない。
- 2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を使用させる場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に使用させる場合には、対価を減額し、又は免除することができる。
 - 3 乙は、前項の使用に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員を甲に支払わなければならない。
 - 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
 - 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償で使用させることができる。また、公益上特に必要があるときは、対価を減額し、又は免除することができる。なお、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
 - 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

第19条（施設の使用） 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる。

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等） 乙は、第18条第2項の規定により使用する機械器具等、同条第5項の規定により使用する設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

第21条（監督） 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項の規定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。
- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

第22条（調査等） 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第23条（監査） 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

第24条（事故発生時の報告義務等） 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第25条（契約終了等の後の措置） 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙の責任と負担において当該紛争を解決する。

4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属さない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

第26条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
 - (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
 - (4) 第2条第2項、第4項及び第5項後段に違反したとき
 - (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
 - (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
 - (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。
 - (9) 乙が法人その他の団体である場合にあつては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
 - (10) 乙が自然人である場合にあつては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第27条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

第28条（解除に伴う措置） 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。
- (1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合
 - (2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第29条（個人情報等の保護） 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複製し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第30条（情報セキュリティポリシー等の遵守） 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

第31条（談合その他の不正行為に対する措置） 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占

- 禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第32条(暴力団等の排除に関する措置) 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長(以下「本部長」という。)に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体(以下「法人等」という。)である場合には、当該法人等について暴力団員(暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人)として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等(以下「役員等」という。)が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又

は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用してのこと。

- (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市（交通局）契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第33条（適正な賃金の支払に関する措置） 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- 3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する再委託先がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
- 4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第34条（重要な契約義務違反に対する措置） 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1項、第2項若しくは第4項の規定に違反したとき
 - (2) 第8条第3項の規定に違反したとき
 - (3) 第29条の規定に違反したとき
 - (4) 第30条の規定に違反したとき
- 2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
 - 3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
 - 4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。
 - 5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第35条（損害賠償） 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。
- 3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金(又はこれに代わる担保)を充当することにより徴収できる。
- 4 第28条第2項により乙が違約金(契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保)の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

第36条（第三者の損害） 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者(甲の職員その他従業員を含む。)に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第37条（違約罰、延滞利息等） 第31条第1項及び第3項、第32条第3項、第33条第4項、並びに第34条第1項に規定する違約罰は、第35条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

- 2 第31条第4項、第32条第5項、第33条第5項、並びに第34条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。
- 3 甲は、第5条、第31条第1項、第3項及び第4項、第32条第3項及び第5項、第33条第4項及び第5項、第34条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約罰又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

第37条の2（相殺） 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

第38条（契約の変更等） 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第39条（専属的合意管轄その他雑則） この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第40条（印紙税） 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

第41条（業者調査への協力） 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

第42条（疑義の解釈） この契約について、疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、神戸市交通局契約規程その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。

(契約書雛型)

海岸線ホームドア整備事業 事業契約書 (案)

本書は、委託者 神戸市交通局（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇（以下「乙」という。）において、神戸市営地下鉄の海岸線ホームドア整備事業（以下「本事業」という。）について、委託契約を締結するため、「委託契約約款」に、以下の条項を付加する。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本件契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な主要な事項を定めることを目的とする。

- 2 本件契約において使用する用語は、本件契約に別途定義されているものを除き、別紙2の定義集において定義された意味を有する。
- 3 乙は、甲に対し、本件契約締結日現在及び本件契約期間中を通じ次のことを表明し保証する。
 - (1) 本事業の入札説明書に記載する入札参加資格を有していること。
 - (2) 業務水準・要求水準及び提案水準を満たしていること。
 - (3) 事業者提案書類（入札参加表明書・入札参加資格を満たすことを証明するための書類・参加資格確認申請に関する提出書類を含む）に記載した事項が真実であること。
 - (4) 事業者提案書類（入札参加表明書・入札参加資格を満たすことを証明するための書類・参加資格確認申請に関する提出書類を含む）に記載の約束・誓約が拘束力を有すること及びこれを遵守すること。

(契約の要領)

第2条 本件契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 委託事業 海岸線ホームドア整備事業
- (2) 履行場所 別紙1記載のとおり

(3) 契約金額 委託契約書（頭書）記載のとおり

(4) 契約期間 本件契約締結日の翌日から令和10年3月〇日まで

（事業日程）

第3条 乙は、本件契約締結後14日以内に業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 本件契約の他の条項の規定により履行期間又は契約内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本件契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではないが、両者ともこれを尊重する。

（本事業遂行の指針）

第4条 甲及び乙は、本事業を、事業指針に従って遂行しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本件契約と事業指針に当たるその他の文書との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。
- 3 本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。
 - (1) 入札説明書等に関する質問への回答
 - (2) 入札説明書等
 - (3) 事業者提案書類

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記(3)の事業者提案書類間における内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。また、事業者提案書類の水準が上記(1)、(2)に記載の水準を上回る部分については、事業者提案書類の記載が優先する。

- 4 乙は、本事業の遂行に当たっては、甲の要望事項を可能な限り尊重するものとする。
- 5 本件契約上の乙の義務の履行に関連する一切の費用は、全て乙が負担するものとし、また本事業に関する乙の資金調達は、本件契約に別段の規定がある場合を除き、全て乙が自己の責任において行うものとする。
- 6 乙は、甲が本事業に関し、起債、補助金若しくは交付金を申請する場合又は許認

可の取得若しくは届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、協力するものとする。

(代表企業の連帯責任及び構成企業の連帯責任)

第5条 代表企業は、本件契約に基づき構成企業が甲に対して負担する債務について、債務者となる構成企業と連帯して当該債務を負担する。

- 2 代表企業は、構成企業を統括し、構成企業をして、甲に対し、本事業に関する業務のうち構成企業が担当する業務につき、法令及び業務水準に従って誠実に遂行させる義務を負う。
- 3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が本件契約に基づき負う全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、製作・調達企業、施工企業又は工事監理企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。
- 4 本条各項の定めは、本件契約その他において、別途、構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

第2章 設計及び製作・調達業務

第1節 事前調査

(事前調査)

第6条 乙は、自己の責任及び費用において、構成企業をして、本件契約締結後、工事の設計、施工、監理及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

- 2 乙は、前項の事前調査に当たっては、地下鉄運行業務等に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、甲と十分協議し、実施するものとする。
- 3 乙が第1項の事前調査を行った結果、事業実施場所が施工に支障を来たす状態にある場合には、甲と乙は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、協議の結果に基づいて、甲は、乙が実施した除去修復に起因して乙に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(アスベストの処置)

第7条 前条の事前調査その他工事の過程で、対象施設におけるアスベストの使用が認められた場合には、固化処理が行われたアスベスト含有建材を除き、乙は、直ちに甲に報告するとともに、その除去処分方法（大気汚染防止法、石綿障害防止規則及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例等の関係する法令に則った方法でなければならない。）について、予め甲に提案し甲の承諾を得るものとする。

2 甲は、前項の甲の承諾した方法による対象施設に存する当該アスベストの除去処分に起因して乙に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担する。乙は当該アスベストの除去処分に起因して発生した追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(事前調査に関する第三者の使用)

第8条 第6条の事前調査業務に関する第三者の使用は、委託契約約款第2条の規定に従うものとする。

なお、構成企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、構成企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(事前調査責任)

第9条 第9条による第三者の使用責任は、委託契約約款第2条の規定に従うものとする。

2 第9条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、事前調査業務に関して乙又は構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

3 入札説明書等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供されるものであり、甲は、これら資料の提供を理由として、本件契約に基づいて乙が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第2節 設計業務

(工事の設計)

第10条 乙は、本件契約の締結後速やかに、法令を遵守のうえ、事業指針に基づき、かつ前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、各種共通仕様書等を遵守するとともに、設計企業をして、甲との十分な協議をさせたいうで、設計を行わせるものとする。

る。

- 2 乙は、既存の施設等への影響が極力少なくなるよう配慮して、設計企業をして前項所定の設計を行わせる。
- 3 乙は、本章に規定する設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、設計企業をして、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議させ、地下鉄運行業務等に支障がないよう留意しなければならない。

(管理技術者)

- 第11条 乙は、設計企業をして、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めさせ、甲に対し、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、設計業務の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、本件契約に基づく設計企業の一切の権限を行使することができる。
 - 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(進捗状況の報告)

- 第12条 乙は、甲に対し、各事業実施場所についての設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、甲は、設計の進捗状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。
 - 3 甲は、前2項の報告を理由として、設計及び施工の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(設計業務に関する第三者の使用)

- 第13条 第9条の設計業務に関する第三者の使用は、委託契約約款第2条の規定に従うものとする。

なお、設計企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、設計企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(設計に関する第三者の使用責任)

- 第14条 第12条による設計に関する第三者の使用責任は、委託契約約款第2条の規定に従うものとする。

- 2 乙は、設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。
- 3 前条の設計業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、設計業務に関して乙又は構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

（管理技術者等に関する措置請求）

- 第15条 甲は、管理技術者、設計企業の使用人、又は第9条若しくは第14条の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

（設計の完了）

- 第16条 乙は、対象施設単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに設計図書を含め別途甲が指示する書類等を提出する。
- 2 甲は、書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。
 - 3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。
 - 4 前項に基づく是正に起因して、施工の遅延が見込まれる場合の工期の変更及びその変更による費用等の負担は、第45条第2項及び第46条第3項の規定に従うものとする。
 - 5 甲は、第1項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

（甲の請求による設計の変更）

- 第17条 甲は、必要があると認めるときは、設計の完成前であると完成後であるとを

問わず、乙に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。

- 2 甲が、工期の変更を伴う設計変更又は事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。
- 3 前2項の規定に従い、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙が設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、本件契約及び第54条第3項の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。
- 4 第1項又は第2項の設計変更に起因する工期の変更については、第44条第1項及び第3項を準用する。

(乙の請求による設計の変更)

第18条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。

- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 第1項の設計変更に起因する工期の変更については、第44条第2項を準用する。

第3節 製作・調達業務

(ホームドア等の製作・調達)

第19条 乙は、法令を遵守のうえ、事業指針に基づき、かつ前節に規定する設計業務の結果を踏まえ、製作・調達企業をして、甲との十分な協議をさせたうえで、ホー

ムドア等の製作・調達を行わせるものとする。

- 2 乙は、本章に規定する製作・調達業務を実施するに当たっては、製作・調達企業をして、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議させ、地下鉄運行業務等に支障がないよう留意しなければならない。

(進捗状況の報告)

第20条 乙は、甲に対し、各事業実施場所についてのホームドア等の製作・調達の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、甲は、ホームドア等の製作・調達の進捗状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 甲は、前2項の報告を理由として、製作・調達の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(製作・調達業務に関する第三者の使用)

第21条 製作・調達業務に関する第三者の使用は、委託契約約款第2条の規定に従うものとする。

なお、構成企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、構成企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(製作・調達に関する第三者の使用責任)

第22条 製作・調達業務に関する第三者の使用責任は、委託契約約款第2条の規定に従うものとする。

- 2 前条の製作・調達業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、製作・調達業務に関して乙又は構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(出荷前試験の実施)

第23条 乙は、製作機器の試作機を用いて品質試験を行い、設計上の性能を満たしていることを確認し、甲に対し、その結果を記録した文書を、速やかに提出する。

- 2 乙は、製作した機器を対象施設に搬入する前に、製作した機器の各種動作試験を行い、所定の動作が行われることを確認し、甲に対し、その結果を記録した文書を、速やかに提出する。
- 3 甲は、前2項の結果と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したと

きは、速やかに当該不一致を生じている箇所及びその内容を乙に対して通知し、改善を求めることができる。

- 4 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。
- 5 前項に基づく是正に起因して、施工の遅延が見込まれる場合の工期の変更及びその変更による費用等の負担は、第45条第2項及び第46条第3項の規定に従うものとする。
- 6 甲は、第1項及び第2項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第3項に規定する通知を行ったこと又は第4項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、製作・調達の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

第3章 工事の施工及び工事監理業務

第1節 総則

(工事の施工に関する基本方針)

第24条 乙は、本章に規定する工事の施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、地下鉄運行業務等に支障がないよう留意しなければならない。また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、地下鉄運行業務等に支障がないよう甲と十分協議の上、別途甲が指示する施工計画書を作成しなければならない。

(工事の施工)

第25条 乙は、施工企業をして、事業指針、設計図書、施工計画書、工事監理業務に必要な書類・図書等及び工期に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守して、工事の施工を行わせなければならない。

なお、乙は、施工計画書、工事監理業務に必要な書類・図書等及びその他要求水準書において工事の施工に当たり甲への提出が求められている書類を、甲乙協議のうち、甲の定める提出期限までに、甲に提出するものとする。

- 2 仮設、施工方法その他工事の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提案書類、施工計画書において特に提案されているものも含め、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。
- 3 乙は、工事の施工に必要な工事用電力、水道、ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。
- 4 乙は、工事の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、甲と協議し、甲の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守のうえ、乙が自己の責任及び費用においてこれらを移設し、速やかに法令に適合した機能回復等を行うものとする。ただし、甲が、機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。
- 5 乙は、施工企業をして、工事の施工期間中、事業実施場所に常に必要な書類を整備させなければならない。
- 6 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の8に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。
- 7 甲から乙への支給材料及び貸与品については、次のとおり定める。
 - (1) 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。この場合において、支給材料については、受払簿を設けてその用途を明確にし、工事完成後その受払計算書を甲に提出しなければならない。
 - (2) 乙は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
 - (3) 乙は、自己の責に帰すべき理由によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に甲が相当と認める代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（工事の施工に関する許認可及び届出等）

- 第26条 乙は、工事の施工に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用において行う。
- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。
 - 3 乙が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

(工事検査)

第27条 乙は、事業実施場所の所在する各対象施設において、工事の施工が完了するごとに、対象施設単位で、工事検査を行い、各対象施設においていずれも、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

(業務責任者等)

第28条 乙は、施工企業をして、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置させ、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。なお、業務責任者、主任技術者及び監理技術者は、これを兼ねることができる。

(1) 業務責任者

(2) ア 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）

イ 監理技術者（建設業法第26条第3項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）

2 業務責任者は、本件契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、工事業務のサービス対価の変更、同サービス対価の請求及び受領、甲からの第34条の措置請求の受理、当該請求にかかる事項についての決定及び通知、並びに本件契約の解除に係る権限を除き、本件契約に基づく一切の権限を行使することができる。

(工事の工事監理)

第29条 乙は、工事監理企業をして、事業指針及び要求水準書に従い、工事の工事監理業務を行わせなければならない。

2 乙は、工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、工事監理企業をして、対象施設ごとに工事監理者を配置させ、配置後速やかに甲に対して当該配置の事実を通知する。

3 乙は、各事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させたうえ、乙を通じ、定期的に工事監理の状況を甲に報告させるものとし、甲が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。

4 乙は、品質の管理を行うため、甲と協議のうえ、品質管理のためのチェックリストを作成し、甲の承認を得るとともに、対象施設単位で工事監理業務が完了するごとに、当該チェックリストに基づき、工事監理記録等の内容を検査のうえ、その結果を甲に報告するものとする。

- 5 乙は、対象施設単位で工事の施工が完了するごとに、当該事業実施場所の監理を担当していた以外の工事監理者をして、要求水準書に定める工事検査を行わせた後、速やかに、甲に対して要求水準書に定める工事検査報告を行わせる。
- 6 乙は、甲に対し、対象施設ごとに、前項の工事検査を行う7日前（当該日が甲の休日に当たる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲に対して、当該工事検査の日程を通知する。
- 7 甲は、第5項の工事検査に立会うことができる。
ただし、甲は、工事検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 8 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力を行う。

（事業実施場所の管理等）

- 第30条 乙は、工事の施工を実施するに当たり、事業実施場所、使用が必要となる駐車場及び資材置場等の場所等について、使用場所ごとに、事前に、甲に対してその使用期間を明らかにした届出を甲の定める様式に従って行い、甲から使用についての承諾を得なければならない。
- 2 乙は、工事の施工を実施するに当たり、事業実施場所となる施設の上下水道及び電気等の設備を使用する場合には、使用する設備ごとに、事前に、甲に対してその使用期間を明らかにした届出を甲の定める様式に従って行い、甲から使用についての承諾を得るとともに、当該使用期間中、甲の指示する費用を甲に支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前2項の規定による使用についての承諾を得た場所等の管理を行う。

（工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用）

- 第31条 乙は、施工企業をして、施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、乙は、工事監理企業をして、工事監理業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。
- 2 乙は、工事の施工及び工事監理を行うに当たって、施工企業及び工事監理企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。
なお、施工企業及び工事監理企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、施工企業及び工事監理企業が第三者を使用する

場合についての甲の承諾条件とする。

(施工及び工事監理責任)

第32条 乙は、工事の施工及び工事監理に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、施工及び工事監理に関して乙又は施工企業及び工事監理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(業務責任者等に対する措置要求)

第33条 第29条の業務責任者、主任技術者若しくは監理技術者、第30条の工事監理者、その他施工企業若しくは工事監理企業の使用人、又は第32条の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、第16条の規定を準用する。

(安全性の確保)

第34条 乙は、工事の実施にあたっては、地下鉄利用者、交通局職員、近隣住民等に対する安全確保を最優先するとともに、工事の安全管理を徹底し、事故防止に努める。

- 2 乙は、事業実施場所内においても、工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所、並びに地下鉄施設及び甲が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全確保を徹底する。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、地下鉄利用者、交通局職員、近隣住民等の安全に配慮し、事前に甲との協議・調整を行う。
- 3 乙は、工事期間中は、必要に応じて工事誘導員を配置するなど、乙の責任で事業実施場所の安全性の確保に配慮する。

(施工に伴う近隣対策等)

第35条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他施工により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 乙はこの近隣対策の実施について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

- 3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、施工計画書に規定する施工計画を変更することはできない。
- 4 近隣調整の結果、工期の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、速やかに、工期を変更することができる。
- 5 近隣調整の結果、乙に生じた費用(工記が変更されたことによる費用増加も含む。)については、乙が負担するものとする。ただし、乙が、事業指針を遵守し、かつ合理的な範囲の近隣対策を実施しているにもかかわらず、乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

第2節 甲による確認

(甲による説明要求及び事業実施場所立会い等)

第36条 甲は、随時、工事が、事業指針、各種共通仕様書等、設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、甲は、工事の施工の状況その他について、乙に事前に通知したうえで、乙、施工企業又は第32条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。

- 2 乙は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また、施工企業、工事監理企業又は第三者をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 第1項に規定する説明又は確認の結果、施工状況が事業指針、各種共通仕様書等、設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙は、施工期間中に乙が行う検査について、事前に甲に対して通知するものとする。

なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。

- 5 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、工事の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第37条 甲は、事業指針、各種共通仕様書等、設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等に従い、施工されていることを確認するため、工事の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

2 前項の中間確認の結果、施工状況が、事業指針、各種共通仕様書等、設計図書、及び工事監理業務に必要な書類・図書等の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、第1項の中間確認の実施を理由として、工事の施工の全部又は一部のいづれに関しても何らの責任を負担するものではない。

第3節 完成検査

(完成検査)

第38条 甲は、乙から第30条第5項に規定する工事監理者による報告を受けた後、14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、報告を受けた対象施設ごとに工事の完成検査を実施し、いずれも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認するものとする。

2 完成検査の結果、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準に従い施工されているときは、甲は乙に対し、完成検査書を交付する。

3 甲が、完成検査後14日以内（14日目の日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は完成検査に合格したものとみなすことができる。

4 完成検査の結果、工事の施工状況が、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。

5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完成検査を実施するものとする。当該完成検査の結果、工事の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成検査が繰り返される場合も同様とする。

6 甲は、第1項に規定する完成検査を行ったことを理由として、設計、施工、工事監理その他本件契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負担す

るものではない。

(部分使用)

第39条 甲は、前条の完成検査の完了前であっても、必要とする場合には、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により甲、地下鉄利用者等が工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に追加費用又は損害が発生したときは、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担しなければならない。この場合において、乙は当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

第4節 ホームドア設備の引渡し

(ホームドア設備の引渡し)

第40条 乙は、第38条による完成検査の合格をもって、ホームドア設備を各事業実施場所において、甲に引渡すものとする。

2 前項の規定による引渡し時に、甲は、当該引渡しに係る可動式ホーム柵設備の所有権を取得するものとし、その際、甲は、乙との間で、各施設単位で、ホームドア設備の引渡書を取り交わす。

(ホームドア設備の供用開始)

第41条 各施設におけるホームドア設備の供用開始は、前条第1項に基づく各引渡し時からとする。

第5節 工期等の変更等

(工期)

第42条 対象施設ごとの工期は、別紙1記載のとおりとする。

2 乙は、すべての対象施設について、対象施設ごとの工期の最終日までに、第39条の完成検査に合格し、甲における使用を可能な状態としたうえで、甲に対する引き渡しを完了しなければならない。

(工期の変更)

第43条 甲が乙に対して工期の変更を請求した場合又は乙が不可抗力事由若しくは乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

2 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、別紙1記載の工期を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の当否を定めるものとする。

3 第1項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始時を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工期の延長変更による費用等の負担)

第44条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて工期を延長変更した場合、当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、甲が、工期の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害(変更がなければ交付されるべき交付金又は補助金等の金額を含むが、それに限られない。)につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。

3 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令改正等又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、工期が変更された場合の追加費用又は損害(変更がなければ交付されるべき交付金又は補助金等の金額を含むが、それに限られない。)の負担は、委託契約約款第38条の定めに従うものとする。

(工期の遅延による費用等の負担及び違約金)

第45条 甲の責めに帰すべき事由によって、工期が遅延する場合、当該遅延に伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由によって、工期が遅延する場合、乙は、甲に対し、各対象施設に係る工期の最終日(第43条に基づき工期変更がなされた場合には、変更後の工期における最終日)の翌日から実際に乙から甲に対して引渡された日までの期間(ただし、乙の責めに帰すことのできない事由により施工業務が工期より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。)において、延滞日数一日につき

工期が遅延した対象施設に係る設計・施工等のサービス対価の金額に同額に対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の 1000 分の 1 を違約金として支払うものとする。

- 3 乙は、前項に定める工期の遅延によって甲が負担した追加費用及び甲が被った損害（遅延がなければ交付されるべき交付金又は補助金等の金額を含むが、それに限られない。）につき、前項の違約金とは別に合理的な金額を甲に対して支払うものとする。

（工事の一時中止）

第46条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知したうえで、工事の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、工事の施工の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、工期を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者の雇用を維持し、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 甲は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、施工の全部又は一部が一時中止された場合で必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、工期を変更することができる。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令改正等、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、工事の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者の雇用を維持し、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が発生した場合の追加費用又は損害の負担は、委託契約約款第 38 条の定めに従うものとする。

（交付金の申請手続のための協力業務）

第47条 甲は、本事業に関し地下高速鉄道整備事業費補助の交付を受けることから、乙は、当該交付金の実績報告の期限となる各年度の年度末日までに、各年度の対象施設について、第 38 条の完成検査に合格し、甲における使用を可能な状態としたうえで、甲に対する工事のすべての引き渡しを完了するとともに、第 4 条第 6 項に基づき甲が必要として乙に対し指示する当該交付申請のための業務（甲が提供する各

施設の施設台帳図面〔PDF〕に対象施設を明示し、施工前後〔左右配置〕の写真一覧表〔Excel〕を作成することを含むが、これに限らない。)を完了しなければならない。

- 2 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、前項の期限までに前項の債務の履行を完了することができなかつたときは、乙は、甲に対し、次項に定める延滞違約金を支払うとともに、甲が前項の交付金の交付を受けられなかつた場合には、当該債務の不履行に伴い甲が被つた損害(遅延がなければ交付されるべき前項の交付金の金額を含むが、これに限られない。)につき、合理的な金額を支払うものとする。
- 3 前項の延滞違約金の額は、第1項の期限の翌日から実際に乙が第1項の債務の履行を完了するまでの期間(ただし、乙の責めに帰すことができない事由により施工業務が工期より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。)において、延滞日数一日につき、第1項の債務の履行を完了することができなかつた対象施設に係る設計・施工等のサービス対価の金額に同額に対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の1000分の1とする。

第4章 対価の支払

(サービス対価の金額)

第48条 本事業に係るサービス対価は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 ただし、緊急時対応に要する対価は、別途〇〇契約に基づき支払う。

(賃金又は物価の変動に基づく設計・施工等のサービス対価の変更)

第49条 工期内で日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不相当となった場合でも、相手方に対して設計・施工等のサービス対価の金額の変更を請求することができない。

- 2 経済情勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により設計・施工等のサービス対価の金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、委託契約約款第38条に基づき、契約内容の変更等について協議することができる。
- 3 前項の場合において、設計・施工等のサービス対価の金額の変更額については、委託契約約款第38条に基づき、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

(サービス対価の支払)

第50条 甲は、第2章、第3章、第4章に規定するホームドア整備の設計・施工等のサービス対価を、委託契約約款第6条に規定する手続きに従って、別紙3のとおり
に支払うものとする。

第5章 契約の終了等

(甲による契約解除)

第51条 甲による契約解除は、委託契約約款第26条及び第28条の規定に従うものとする。

(乙による契約解除)

第52条 乙による契約解除は、委託契約約款第27条及び第28条の規定に従うものとする。

第6章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

(不可抗力事由や法令改正等による契約内容の変更等)

第53条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の不可抗力事由や本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

2 甲及び乙は、第1項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由や法令改正等により契約どおりに履行できなくなった業務について、委託契約約款第38条に基づき、契約内容の変更等について速やかに協議を行うものとする。

(事由の複合による追加費用又は損害の負担)

第54条 本件契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める甲及び乙の負担割合を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第7章 その他

(関連工事の調整)

第55条 乙は、乙の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合においては、乙は甲を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

(協議等)

第56条 甲及び乙は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

- 2 甲と乙が前項に基づき協議を行ったときは、乙はその協議録を作成、保管し、甲から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

(公租公課の負担)

第57条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲は、頭書の表第1項に定める設計・施工等のサービス対価に対する消費税及び地方消費税(各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。)を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本件契約に別途定めがある場合を除く。

(契約上の地位等の譲渡)

第58条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

- 2 乙が前払金の使用や部分払等によってもなお本件契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の設計・施工等のサービス対価の譲渡について、前項の承諾をしなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により、第1項の承諾を受けた場合は、設計・施工等のサービス対価の譲渡により得た資金を本件契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、本件契約の契約期間中において甲に事前に書面で承諾を得なければ、乙の組織、代表者、役員、又は株主等の変更又は合併その他乙の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。
- 5 本件契約が契約期間中に終了し、甲が引き続き対価等の支払いをする場合において、乙を存続させておくことができない事情が発生したときは、甲は、それを拒む

合理的理由がない限り、乙が甲に対して有する対価等の支払請求権を乙の株主又は融資機関に譲渡することを承諾するものとする。

(付保すべき保険等)

第59条 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社との間で、甲の承諾する保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、甲に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の写しの作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 乙は、各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。
- 3 甲は、乙が第1項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、甲は乙に対し、当該保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第1項の場合は乙、第3項の場合は甲が行うものとし、甲及び乙は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。
- 5 別途定める保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、甲が負担すべき追加費用又は損害の額に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額に充当する。

第8章 雑則

(請求、通知等の様式等)

第60条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請、契約終了告知、解除又は解約その他の意思表示等の通知（以下「本件契約に定める請求等」という。）は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

- 2 甲の乙に対する本件契約に定める請求等は、代表企業に対してなすものとし、その他の構成企業になすことを要さないものとし、乙の甲に対する本件契約に定める請求等は代表企業よりなすものとする。ただし、本件契約に定める請求等の相手方が認めた場合は、この限りではない。
- 3 本件契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。